

古文書倶楽部

ある人相書から

【発行】

秋田県公文書館
2014.7
第60号

六月二十八日(土)から古文書解読講座Iがスタートしました。「公文書館の講座に参加するのは初めて」という方が多く、講師も新鮮な気持ちで臨んでおります！

企画展のご案内

今回の企画展は「アーカイブズで秋田の文化を探れ！」と題し、「秋田の文化」に関する館蔵資料を紹介します。前期及び後期の展示構成は次のとおりです。

【前期】

秋田の伝統行事・芸能／「秋田県民歌」の誕生／県史編纂(戦前編)／秋田の食文化／文化の殿堂(戦前編)／広報月刊誌「あきた」で紹介された文化／公文書館の資料活用術

【後期】

秋田の伝統工芸／「県民の歌」の誕生／県史編纂(戦後編)／史跡の保存調査／文化の殿堂(戦後編)／文化エトセトラ／公文書館の資料活用術

明治以降の公文書、また県政映画の映像から複製した伝統行事や伝統工芸の写真など、豊富な資料を展示します。たくさんの方のご来場をお待ちしております。

▼期間

前期：八月二三日(土)～九月二三日(火)
後期：一〇月三十一日(金)～十一月三〇日(日)
時間：午前一〇時～午後五時

※九月三日(水)、一二月五日(水)は
休館日です。

▼会場 公文書館二階特別展示室

同年の二月七日、仙北郡小館村の源助は、同村内の天神堂において、同郡野口村(現大仙市)の三右衛門と喧嘩となり、三右衛門を殺害してしまします。源助はそのまま逃亡したため、人相書を出してお尋ね者になったようです。



この人相書が載せられているのは、当館が所蔵する「町触控」に収録されている文化四年二月一九日の触(原本の資料番号はA三一七―五七―二二、刊本は『秋田藩町触集』中、一四六一号)です。「町触控」

(2014年7月)
鼻は高く、耳はふつうの状態、月代は厚く、鬢はふつうの状態とあります。また逃亡した当時の服装は、上半身は浅黄色(あさぎいろ)の襦袢の上に、縦縞の綿入れを重ね、同じく浅黄色の帯を締め、下半身は浅黄色の股引をはいています。また木綿の絞り手ぬぐいを身につけています。また書かれています。現在であれば、テレビやインターネットなどで、リアルタイムでお茶の間に画像が届けられますが、このようなものが存在しなかった当時では、文書でもとても詳細な情報が領内の隅々まで伝わりました。

古文書倶楽部
それでは、源助はなぜお尋ね者になってしまったのでしょうか。人相書の後半部には、その理由が書き上げられています。それによると、

には、時々、このような人相書が残されています。このように犯罪や領主から課せられた重税を理由に、領民が無断で所在地から姿を消してしまふことを「欠落(かけおち)」といいます。とくに「町触控」が残っている一八世紀後半以降の農村では、農民の階層分解や飢饉のため畑をすてて、姿をくらます者が増えてきます。それにしても、源助の行方はいずこに・・・。

【柏倉良明】

「町触控」雑感

江戸時代、藩への献金等で武士身分に取り立てられた者がいるといわれています。藩財政の悪化という事情が背景にあるといわれていますが、こうした武士を秋田藩では「町触控」に収録する文政八年六月二二日の触（原本の資料番号はA三一七―五七―二五、刊本は『秋田藩町触集』下、一九三七号）に「献上物等にて武士に被召立候輩、向後新家与唱へ」のように、「新家」とよんでいます（「新家」の初見といわれていますが）。

「新家」の好例を渡部斧松だとする新説が提唱されています。が斧松は松山の足軽で、「新家」ではなく、下級武士から昇進したとするのが通説です。

ここで引用しました「町触控」に収録されている触は、一般原則を述べていることが多いので有用です。しかし門外漢には、理解に苦しむものがあります。たとえば、

一、三代引統御副役以上之役儀相勤候におおては、四代目より旧家之列へ被相加候事、

第60号（2014年7月）
部 第三という条文があります。「新家」でも副役以上に三代就けば四代目は「旧家」の列に相加える、という意味で、難しい条文ではありません。

古文書倶楽部
だが門外漢には、秋田藩で「新家」がどのような役職に就いたのかわかりません。つまり条文の背景がわからないのです。ですから限定

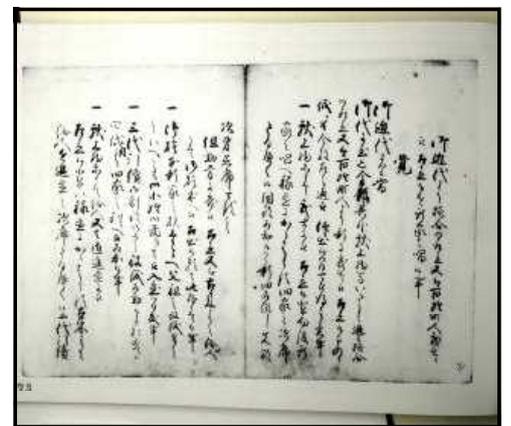
つきではあるが「新家」を「旧家」にしようとした方針があつたとも解せますし、

反対に「新家」が「旧家」になる道を事実上閉ざそうとする意図があつたとも解せるのです。他の条文から推測するに、「新家」は献金等で武士身分の待遇を与えられた人たちであるというだけにとどまらなくなった現実があつたようです。

このように「町触控」の一つの条文をとりあげてみました。一見簡単そうでも、実はよくわからない、それは私が無能なせいかもしれませんが、なかなか難しいところがあるように思われます。条文にあらわれない制定する側の前提、ここでとりあげた条文でいえば現状認識がどういふものなのか、それ次第であるということが「町触控」にはあるようです。

さて駄文で引用した「町触控」が当館に移管された時、保存状態が悪く、原本閲覧が困難でした。一冊の丁数が多いので、下手な裏打ちをすれば、厚くなり、冊構成を変えなければ違う意味で閲覧が難しかったのですが、リーフキャストイングという技術による補修で、何の問題もなく閲覧できるようになりました。

が「町触控」には、のどのところが見づらく、



「町触控」より、文政8年6月22日の触。上が原本、下が写真帳。

写真を撮る際にうまくうつらない難点があります。同様の状態にあるものは、ほかにもあります。

当館の閲覧室にあります写真帳のなかには、いったん冊をばらして一丁一丁撮影しているものもあります。白黒という難点がありますが、綴じられて見えない部分に情報が記されていることもあります。ですから一丁一丁撮影しているものは、まずは写真帳を利用していただければ、原本を無理に開く必要がないので、原本の保存にもなります。写真帳は閲覧室に配架していますので、出納を請求して待つ必要がなく、自由に閲覧でき、コピーもできます。原本をみることで新たな発見もありますから、原本閲覧も必要ですけれども、写真帳にも目を通すと違う発見があるかもしれません。

「町触控」の写真帳は、冊をおおむねばらして撮影しております。リーフキャストイングの前の状態を撮影しておりますので、補修以前の状態を知ることができます。【鈴木 満】